

中小企業への賃上げ支援を抜本的に強化し、最低賃金を全国一律 1,500 円に引き上げることを求める意見書（案）

日本の労働者の実質賃金は低迷を続けており、最低賃金は先進国で最低レベルとなっている。さらに新型コロナウイルス感染症の蔓延は、過去の経済危機にも類のない甚大な影響を労働者に及ぼし、特に低所得者の多い非正規労働者の生活を直撃している。

コロナ禍以前から、健康で文化的な最低限の生活を維持するためには、全国どこでも時給にして 1,500 円～1,600 円必要であるとの試算が労働組合や研究者によって示されてきた。全国労働組合総連合が 2021 年 5 月に公表した最低生計費試算調査によれば、全国どこで生活しても単身者で月額 21～24 万円前後、月の労働時間 150 時間で計算すると時給 1,500 円前後が必要で、地域間格差が無いことも明らかとなっている。

全国一律最低賃金制と最低賃金の引上げを求める声は大きく広がっており、2021 年 5 月に国会に提出された全国一律最低賃金制の実現を求める請願には、与野党を超え 110 人が紹介議員となった。また、2014 年の厚生労働省中央最低賃金審議会第 10 回目安制度の在り方に関する全員協議会の資料によれば、低賃金労働者（最低賃金×1.15 倍）の 72.6%は女性であり、最低賃金の引上げは、ジェンダー平等を促進する上でも重要な課題である。

政府自身、経済財政運営と改革の基本方針 2021 で経済成長のためには賃上げが不可欠とし、岸田内閣総理大臣も強化策を打ち出している。しかし、その内容は法人税の減税と企業へのお願いであり、既に効果を疑問視する声があがっている。雇用の 6 割を占める中小企業支援策の抜本的強化とあわせた、賃金の底上げとなる最低賃金の大幅引上げこそが求められている。

米国では、2007 年から 2009 年に、最低賃金を 3 年間で 41%引き上げた際、中小企業に対し 8,800 億円の減税を行った。中小企業憲章にあるとおり、中小企業は、経済を牽引する力、社会の主役であり、その役割を果たすためには、中小企業支援の予算を大幅に増額し、賃上げによって増加する社会保険料の事業主負担分を減免するなど、中小企業が引上げ後の最低賃金を支払えるよう本格的な対策が必要である。

よって、国及び政府においては、個人消費を促進し経済の立て直しを図るためにも、中小企業への賃上げ支援を強化し、最低賃金を全国一律 1,500 円に引き上げることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣	殿
厚生労働大臣	殿
衆議院議長	殿
参議院議長	殿